

法律

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十三号

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律

第三条を削る。

第二条の見出しを削り、同条第一項中、情を知つて、を削り、資金を、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益に改め、同条第二項中、前項を、前三項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。

3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)を付する。第一条の次に次の一条を加える。(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為)」

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。)の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。第六条中、「又は第三条」を、「から第五条まで」に改め、同条を第八条とする。第五条中、「及び第三条」を、「から第五条まで」に改め、同条を第七条とする。第四条中、「前二条」を、「第二条から前条まで」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

2 前項の罪の未遂は、罰する。第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益を提供した者は、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。附則第二項中、「第五条」を、「第七条」に改める。附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号の二中、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」を、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改め、同条第四号へ、ト及びリ並びに同条第四号の二中「禁錮」を「禁錮」に改める。

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第三条第一項若しくは第二項前段、第四号第一項若しくは第五条の罪(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとされたならば、これらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により提供され、又は提供しようとした財産

第十条第一項中、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」を、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改め、同条第二項に規定する罪に係る資金を、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改める。

別表第七十五号を次のように改める。七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条から第五条まで(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪

御名 御璽

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十四号

災害対策基本法の一部を改正する法律

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中、「次条及び第七十六条の三において」を、「以下」に改め、同条第二項中、「この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において」を削り、次条及び第七十六条の三を、次条第四項及び第七十六条の五とし、同条の次に次の三條を加える。

(災害時における車両の移動等)第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、政令で定めるところにより、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができ、

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 安倍 晋三